

品川区養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業実施要綱

制定	平成 28 年 4 月 1 日	区長決定要綱第 3 号
改正	令和 4 年 3 月 22 日	区長決定要綱第 99 号
改正	令和 5 年 11 月 1 日	区長決定要綱第 184 号
改正	令和 7 年 4 月 1 日	区長決定要綱第 75 号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 5 項に規定する養育支援訪問事業（以下「養育支援訪問事業」という。）および法第 6 条の 3 第 19 項に規定する子育て世帯訪問支援事業（以下「子育て世帯訪問支援事業」という。）（以下これらを「本事業」という。）として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦がいる家庭や、養育を支援することが特に必要であると判断した家庭等の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援や、養育に関する相談、指導、助言等を行うことにより、本事業対象家庭において、家庭や養育環境を整え、養育が適切に行われるよう、また虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(支援対象者)

第2条 本事業の支援対象は、品川区内（以下「区内」という。）に居所を有し、法第 25 条の 2 第 1 項に基づく品川区要保護児童対策地域協議会において、法第 6 条の 3 第 5 項の要支援児童等（以下「要支援児童等」という。）として、品川区が児童票を管理する世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

- (1) 支援が必要であると区長が認める法第 6 条の 3 第 5 項の特定妊婦（以下「特定妊婦」という。）の家庭
- (2) 養育の支援が特に必要と区長が認める家庭
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が特に支援の必要があると認めた家庭

(事業内容)

第3条 区長は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 専門的相談支援（養育支援訪問事業）

- ア 妊産婦や養育者に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援や、育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援

- イ 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障のための相談・支援

(2) 育児・家事支援（子育て世帯訪問支援事業）

- ア 要支援児童等の自立支援および生活に関する育児・家事
- イ 子育てに関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
- ウ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- エ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、区市町村への報告

(3) その他区長が特に必要と認めた支援

- 2 養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業は、支援対象者の状況にあわせ、前項の業務を包括的に実施する。

(訪問支援の実施者)

第4条 養育支援訪問事業に係る前条第1項第1号の専門的相談支援の実施者は、第9条第1項に規定する研修を受講した者であって、保健師、助産師、看護師、心理士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員等とする。

- 2 子育て世帯訪問支援事業に係る前条第1項第2号の育児・家事支援の実施者は、第9条第1項に規定する研修を受講した者であって、保健師、助産師、看護師、心理士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員、ヘルパー、子育て経験者等（有資格者でない者を含む。）とする。

3 本事業の実施者は、以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者とする。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待または児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

- 4 本事業は、子ども家庭支援センターまたは区が指定する前条の実施者が支援の提供を担うものとする。

(支援の決定および支援計画の作成)

第5条 区長は、本事業の中核となる機関を品川区子ども家庭支援センター（以下「センター」という。）とし、関係機関からの情報提供および情報把握のための訪問の実施により、養育支援の必要性があると思われる家庭に関する情報等を集約するものとする。

- 2 区長は、前項に規定する情報等の集約の結果、当該家庭に対して養育支援を実施する必要があると認めたときは、養育支援の目標を定めるとともにその方法、期間、内容、スケジュール等を決定し、支援計画を作成する。

(訪問期間および訪問時間)

第6条 訪問期間は、訪問開始日から当該訪問開始日の属する年度の末日までとする。この場合において、年度を超えて訪問する必要があるときは、養育支援の必要性について新たに審査のうえ、更新することができることとする。

- 2 訪問時間は、センターの開所時間内において1回あたり3時間以内（1時間単位）かつ訪問期間において次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間を超えないものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 第2条第1号の家庭に対する支援 7 2 時間

(2) 第2条第2号または第3号の家庭に対する支援 1 4 4 時間

(利用料金)

第7条 本事業の訪問支援に係る利用者負担は無料とする。

(支援終了の決定)

第8条 区長は、本事業を利用する者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第3条に規定する支援を終了する。

- (1) 支援を必要としなくなったとき。
- (2) 第2条に規定する支援対象でなくなったとき。
- (3) その他区長が認めるとき。

- 2 前項の場合において、センターは、支援経過（終了）報告書を作成するものとする。

(研修)

第9条 区長は、本事業の適切な実施を図るため、訪問支援の実施者に対し、必要な研修を受講させるものとする。

- 2 訪問支援の実施者は、職務の遂行に必要な知識および技術の習得に努める

ものとする。

(守秘義務)

第10条 訪問支援の実施者は、その業務を行うにあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その業務を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、子ども未来部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は平成27年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は令和4年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は令和5年11月1日より適用する。

付 則

この要綱は令和7年4月1日より適用する。